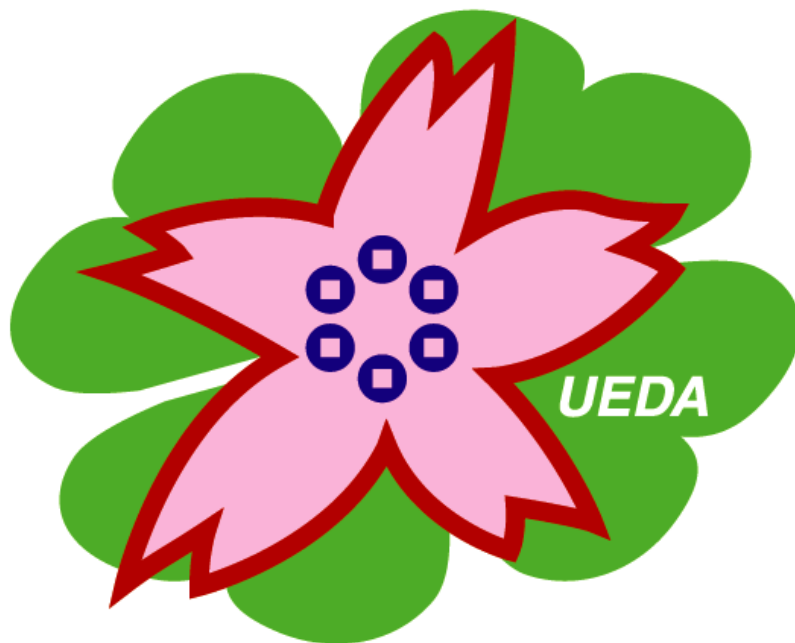


# 新型コロナウイルス感染症に伴う 各種支援ガイドブック



上 田 市

令和5年5月23日 発行

## 目 次

1 個人の皆さまに対する支援			ページ
(1) 給付金	休業による収入減等で住居を失うおそれがある方	住居確保給付金	1
	感染して労務に服することができない方	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対する傷病手当金	2
	小中学校のお子さんがある世帯に対する支援	小中学生の就学援助	3
	大学等の学生の方がいる世帯に対する支援	高等教育の修学支援新制度	4
(2) 貸 付	休業や失業等による生活資金にお困りの方	たすけあい資金貸付金制度	5
(3) 猶予・減免	収入減等により税金等の支払いが厳しい方	市税の徴収猶予	6
		上下水道料金の支払猶予	6
	収入減等により保険料等の支払いが厳しい方	国民年金保険料の免除・支払猶予	7
		市営住宅家賃等の減額	7
(4) 一時入居	解雇などにより住宅に困窮している方	市営住宅の一時入居	8
2 中小企業者等の皆さまに対する支援			ページ
(1) 給付金・補助金等	雇用の維持に取り組む事業者に対する支援	雇用調整助成金（厚生労働省）	9
(2) 融 資	売上減少による資金繰りの支援	セーフティネット保証、危機関連保証等の認定	10
		上田市中小企業融資制度（経営支援資金）	11
		上田市中小企業融資制度（為替変動緊急対策資金）	12
		長野県中小企業融資制度	13
		日本政策金融公庫	14
(3) 猶予・減免	収入減等により税金等の支払いが厳しい事業者の方	市税の徴収猶予(再掲)	6
		上下水道料金の支払猶予（再掲）	6
3 各種相談窓口			ページ
各種相談窓口一覧			15

- ・ 国、県等の関係機関の動向や新規施策の決定等、今後の状況の変化等を踏まえて、随時見直しを行います。
- ・ 関係機関へお問い合わせの際には、感染防止等のため、まずはお電話でご相談いただき、窓口等へお越しいただく必要がある場合は、その都度ご案内いたします。

# 1 個人の皆さまに対する支援

## (1) 給付金

<p>制度の名称</p>	<p><b>住居確保給付金</b></p>
<p>支援の種類</p>	<p>給付金</p>
<p>概 要</p>	<p>離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）を支給するとともに、就労支援等を行い、住宅と就労機会の確保を支援します。</p> <p><b>●対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の合計額や金融資産の合計額に上限があるほか、次のいずれにも該当する方             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれがあること。</li> <li>② 申請日において、離職等の日から2年以内の者。もしくは、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者</li> <li>③ 離職前に、主として世帯の生計を維持していた方であること。</li> <li>④ 誠実かつ熱心に就職活動を行うこと。</li> <li>⑤ 国の雇用施策による貸付又は地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者同一の世帯に属する者が受けていないこと。</li> </ol> <p>ただし、令和3年6月から令和5年3月末までに申請する場合は、特例として職業訓練受講給付金との併給が可能です。</p> <li>⑥ 申請者及び申請者同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。</li> </li></ul> <p><b>●支給額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯人数により次の金額(月額)を上限に住宅の賃料月額を支給します。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 単身世帯 35,000円</li> <li>② 2人世帯 42,000円</li> <li>③ 3人から5人の世帯 46,000円</li> <li>④ 6人世帯 49,000円</li> <li>⑤ 7人以上の世帯 55,000円</li> </ol> </li> </ul> <p><b>●支給期間</b> 原則3か月間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、支給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたなどの要件を満たす場合は、申請により3か月間を限度に支給期間を2回まで延長することができます。</li> <li>・支給が終了された方に対する「再支給」(3か月迄)については、令和5年3月末で受付終了等の条件があるのでお問合せください。</li> </ul> <p><b>●支給方法</b> 住宅の貸主(大家等)に直接振り込みます。</p>
<p>お 問 合 せ</p>	<p>上田市生活就労支援センター「まいさぼ上田」 TEL 0268-71-5552          URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/fukusi/2094.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/fukusi/2094.html</a></p>

制度の名称	<b>国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対する傷病手当金</b>
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症に感染して労務に服することができない方（国民健康保険加入者、後期高齢者医療加入者）を給付金で支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>対象者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症により療養、または発熱等の症状で感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間の給与等の全部または一部の支払いを受けることができなかった方</li> </ul> </li> <li>● <b>支給額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与等の 3 分の 2 に相当する額（直近 3 か月間の給与収入等から算出）</li> </ul> </li> <li>● <b>対象期間</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日の間で新型コロナウイルス感染症による療養等のため労務に服することができなかった期間</li> </ul> </li> <li>● <b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請には、医師の診断書（医療機関を受診した場合に限る）と事業主の証明書が必要となりますので、必ず事前に電話で相談してください。</li> <li>・ 傷病手当金の申請は労務不能であった日の翌日から 2 年までです。</li> </ul> </li> </ul>
お問合せ	<p>国保年金課 Tel 0268-75-7101  URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kokuhonenkin/26749.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kokuhonenkin/26749.html</a></p>

制度の名称	<b>小中学生の就学援助</b>
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入が減少し、経済的に困りの小・中学生のお子さまのいるご家庭に、就学に必要な費用の一部を援助します。</p> <p><b>●対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上田市に住所がある児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生活保護を受けている方（申請書の提出は不要です）</li> <li>② 生活保護に準じる程度に困窮している方（次のいずれかに該当する方）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護が廃止、又は停止になった世帯（過去1年以内）</li> <li>・市民税が非課税の世帯</li> <li>・児童扶養手当の支給を受けている世帯（児童手当・特別児童扶養手当ではありません）</li> <li>・職業が不安定で生活が極めて困難である世帯</li> <li>・災害・失業等により生計に急激な変化が生じ、生活が困難であると認められる世帯（※）</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul> <p>（※申請世帯全員の前年の収入合計額が認定の基準となりますが、新型コロナウイルスの影響により、家計が急変した場合、現在の状況を加味して審査を行います。）</p> <p><b>●申請方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学している学校に申請してください。</li> <li>・支給は申請月の翌月分からの支給となります。</li> <li>・兄弟等が別々の学校に就学している場合は、それぞれの学校に申請してください。</li> </ul> <p><b>●その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会で適正な審査を行うために、必要に応じて民生児童委員が申請者の自宅を訪問して家庭状況などをお聞きする場合があります。</li> <li>・就学援助の認定は毎年度行います。</li> <li>・すでに援助を受けられている方についても、申請をする必要があります。</li> <li>・また、前年度に援助を受けていても、認定とならない場合があります。</li> <li>・区域外就学をしている方で、就学援助を希望される方は、住所地の教育委員会までお申し出ください。</li> </ul>
お問合せ	学校教育課 TEL 0268-23-5101、0268-23-5109 URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakukyo/1760.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakukyo/1760.html</a>

制度の名称	<b>高等教育の修学支援新制度</b>
支援の種類	給付金、減免等
概要	<p>住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免により支援します。</p> <p>●制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。</li> <li>・通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合は、家計急変後の収入見込みにより審査されます。</li> <li>・家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用に申し込むことができます。</li> <li>・対象となるかどうかは、進学資金シミュレーターで確認できます。</li> </ul> <p>●高等教育の修学支援新制度（文部科学省） URL <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm</a></p> <p>●申込時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在学採用（各学校にお問い合わせください）、家計急変の採用（随時）</li> </ul> <p>●申込先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）</li> </ul> <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このほかに貸与型の奨学金もありますので、各大学等の窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
お問合せ	<p>●給付型奨学金について</p> <p>日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 各大学等の窓口（専門学校も対象となる場合があります。詳しくは各学校へ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信州大学 TEL 0263-35-4600 TEL 0268-21-5300（繊維学部）</li> <li>・長野大学 TEL 0268-39-0001</li> <li>・上田女子短期大学 TEL 0268-38-2352</li> <li>・長野県工科短期大学校 TEL 0268-39-1111</li> </ul> <p>●授業料等減免について</p> <p>各大学等の窓口（専門学校も対象となる場合があります。詳しくは各学校へ）</p> <p>URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakuen/27253.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakuen/27253.html</a></p>

## (2) 貸付

制度の名称	たすけあい資金貸付金制度
支援の種類	貸付
概要	<p>休業や失業等により生活資金が必要な方を貸付で支援します。(新型コロナウイルス感染症の影響も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●貸付対象者 ・生業や就労もしくは生活維持のため、緊急かつ一時的に貸付を必要とする世帯</li><li>●貸付上限 5万円以内</li><li>●償還期限 2年以内(特別な事情があると認められた場合は、1年以内の猶予規程あり)</li><li>●貸付利率 無利子</li></ul>
お問合せ	<p>上田市社会福祉協議会 上田地区センター TEL 0268-27-2025 丸子地区センター TEL 0268-42-0033 真田地区センター TEL 0268-72-2998 武石地区センター TEL 0268-85-2466</p> <p>URL <a href="https://www.ueda-shakyo.or.jp/?p=1146">https://www.ueda-shakyo.or.jp/?p=1146</a></p>

### (3) 猶予・減免

制度の名称	<b>市税の徴収猶予</b>
支援の種類	猶予
概要	<p>新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は猶予制度の対象になります。</p> <p>① 災害により財産に相当の損失が生じた場合 例：新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合</p> <p>② ご本人またはご家族が病気にかかった場合 例：納税者ご本人または生計を同じとすご家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合</p> <p>③ 事業を休止または廃業した場合 例：納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業または廃業した場合</p> <p>④ 事業に著しい損失を受けた場合 例：納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合</p> <p>上記のほか、市税を一時に納付することができない場合、申請による換価猶予の制度があります。 詳しくは下記のお問合せ先までご相談ください。</p>
お問合せ	収納管理課 TEL 0268-71-8053 URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shuno/23484.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shuno/23484.html</a>

制度の名称	<b>上下水道料金の支払猶予</b>
支援の種類	猶予
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、上下水道料金のお支払いが一次的に困難となっている世帯や事業所の方へ、支払いを猶予する対応を行っています。</p> <p>●申請方法 上田市上下水道料金センターへ直接ご相談ください。</p>
お問合せ	上田市上下水道局料金センター TEL 0268-22-1313 URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/suido-service/25267.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/suido-service/25267.html</a>



制度の名称	<b>国民年金保険料の免除・支払猶予</b>
支援の種類	免除・支払猶予
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の国民年金保険料を免除、又は支払いを猶予する制度があります。</p> <p>●<b>対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により失業や収入が減少し、年金保険料の支払が困難となった方</li> </ul> <p>●<b>対象期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度分：令和2年7月分から令和3年6月分までの保険料</li> <li>・令和3年度分：令和3年7月分から令和4年6月分までの保険料</li> <li>・令和4年度分：令和4年7月分から令和5年6月分までの保険料</li> </ul> <p>※申請書受付月から2年1か月前までが対象となります。</p>
お問合せ	国保年金課 TEL 0268-21-0052

制度の名称	<b>市営住宅家賃等の減額</b>
支援の種類	減額
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の市営住宅家賃等を減額する制度があります。</p> <p>●<b>対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅入居者で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、家賃等の納付が困難となった世帯</li> </ul> <p>●<b>対象期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度の市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料</li> <li>・減額申請書提出日の翌月から3か月分（3か月ごとの申請が必要）</li> </ul> <p>●<b>申請方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減額申請書と収入が減少していることを証明できる書類（給与明細書等）を提出</li> </ul> <p>●<b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の収入額及び家族構成によっては、家賃等の減額にならない場合もあります。</li> </ul>
お問合せ	<p>長野県住宅供給公社 上田管理センター TEL 0268-29-7010  （住宅政策課 TEL 0268-23-5176）  URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/jutaku/29204.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/jutaku/29204.html</a></p>

#### (4) 一時入居

制度の名称	市営住宅の一時入居
支援の種類	一時入居
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止めによって、住居にお困りの方を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●対象者<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等に伴い、現に居住している住宅から退去を余儀なくされる方</li></ul></li><li>●入居期間<ul style="list-style-type: none"><li>・6か月（最長1年）</li></ul></li><li>●家賃<ul style="list-style-type: none"><li>・使用する住宅の最も低額な家賃額から1/3を減じた額</li></ul></li></ul>
お問合せ	長野県住宅供給公社 上田管理センター TEL 0268-29-7010 (住宅政策課 TEL 0268-23-5176) URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/jutaku/29204.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/jutaku/29204.html</a>

## 2 中小企業者等の皆さまに対する支援

### (1) 給付金・補助金等

制度の名称	<b>雇用調整助成金（厚生労働省）</b>
支援の種類	助成金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、休業手当の支給により雇用の維持に取り組む中小企業者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●事業の縮小を余儀なくされた事業主が一時的に事業を休業した際に、労働者に対して休業手当を支払って雇用の維持を図った場合に、国が事業主に対して休業手当の一部を助成するもの。</li><li>●対象労働者1人1日当たりの上限額があります。</li></ul> <p>令和4年11月30日までの特例措置で、令和5年3月31日までの経過措置も含め終了していますが、対象期間（以下参照）によっては、令和5年4月以降も支給を受けられる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●対象期間<ul style="list-style-type: none"><li>・特例措置を利用した休業等の初日（対象期間初日）が、令和4年4月2日以降</li><li>・対象期間初日から1年後の日が対象期間末日になり、支給要件を満たせば、令和5年4月以降も対象期間末日まで支給を受けることができます。</li></ul></li></ul>
お問合せ	コールセンター TEL 0120-60-3999 ハローワーク上田 TEL 0268-23-8609 URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a>

## (2) 融資

制度の名称	<b>セーフティネット保証、危機関連保証等の認定</b>
支援の種類	信用保証
概要	<p>信用保証制度や融資制度、国の補助金等の面から、市で認定を行い、事業者の皆様の資金繰りを支援します。</p> <p>各種保証の認定については、それぞれに指定期間が定められていますので、事前にご確認の上ご相談ください。</p> <p><b>「セーフティネット保証4号」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>認定要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近1か月の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること。</li> </ul> </li> <li>● <b>対象資金</b> 経営安定資金他</li> <li>● <b>保証限度額</b> 一般保証とは別枠で2.8億円（各利用資金毎に上限あり）</li> <li>● <b>その他</b> セーフティネット保証5号とは併用可。ただし同じ枠。</li> </ul>
	<p><b>「セーフティネット保証5号」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>認定要件</b> 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。</li> <li>● <b>対象資金</b> 経営安定資金他</li> <li>● <b>保証限度額</b> 一般保証とは別枠で2.8億円（各利用資金毎に上限あり）</li> <li>● <b>その他</b> セーフティネット保証4号とは併用可。ただし同じ枠。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ セーフティネット保証5号は、対象となる業種が指定されていますので、別途ご確認ください。</li> </ul> </li> </ul>
お問合せ	<p>商工課 Tel 0268-23-5395</p> <p>URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/19712.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/19712.html</a></p>

制度の名称	<b>上田市中小企業融資制度（経営支援資金）</b>
支援の種類	融資
概 要	<p>中小企業の皆様が安定した経営を行うために必要な資金を円滑に調達できるように、長野県信用保証協会と各金融機関の協力を得て、低利な融資をあっせんする制度があります。</p> <p><b>「経営支援資金」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>貸付対象者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している中小企業者等</li> </ul> </li> <li>● <b>貸付限度額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転資金 5,000万円</li> <li>・ 設備資金 3,000万円</li> </ul> </li> <li>● <b>貸付利率</b> 年1.5%（うち利子補給 0～36月0.75%）</li> <li>● <b>信用保証料</b> 市補助により0.44%以内 （セーフティネット保証が利用できる方は、市が全額補助）</li> <li>● <b>融資期間</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転資金 7年以内（据置1年以内）</li> <li>・ 設備資金 9年以内（据置1年以内）</li> </ul> </li> <li>● <b>受付期間</b> 令和6年3月29日（金）まで</li> </ul>
お 問 合 せ	商工課 TEL 0268-23-5395 URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/5503.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/5503.html</a>

制度の名称	<b>上田市中小企業融資制度（為替変動緊急対策資金）</b>
支援の種類	融資
概要	<p>中小企業の皆様が安定した経営を行うために必要な資金を円滑に調達できるように、長野県信用保証協会と各金融機関の協力を得て、低利な融資をあっせんする制度があります。</p> <p><b>「為替変動緊急対策資金」</b></p> <p>●<b>貸付対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の（１）、（２）のいずれかに該当する方</li> <li>（１）輸出関連事業者（輸出比率 20%以上）であって、為替相場の急激な変動により、最近 3 か月の売上高又は売上高経常利益率が前年同期比で 3 %以上減少している方</li> <li>（２）為替相場及び物価の急激な変動により、売上原価（仕入高）の 1 0 %以上を占める主要製品又は主要原材料（原油、石油製品その他原材料）の最近 1 か月又は 3 か月間の仕入価格（単価）が前年同期比で 5 %以上上昇しており、最近 3 か月の売上高に対する「売上原価」または「製造原価」の割合が直近決算又は過去 3 年いずれか同期に比べ増加している方</li> </ul> <p>●<b>貸付限度額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転資金 2,000 万円</li> </ul> <p>●<b>貸付利率</b> 年 1. 5 %（うち利子補給 0～24 月 1.5%、25～36 月 1.0%）</p> <p>●<b>信用保証料</b> 市補助により 0. 4 4 %以内 （セーフティネット保証が利用できる方は、市が全額補助）</p> <p>●<b>融資期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転資金 7 年以内（据置 1 年以内）</li> </ul> <p>●<b>受付期間</b> 令和 6 年 3 月 2 9 日（金）まで</p>
お問合せ	商工課 TEL 0 2 6 8 - 2 3 - 5 3 9 5 URL <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/5503.html">https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/5503.html</a>

制度の名称	<b>長野県中小企業融資制度</b>
支援の種類	融資
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等を事業資金の資金繰りを融資により支援します。</p> <p><b>「経営健全化支援資金（経営安定対策）」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付対象者 セーフティネット保証5号に該当する中小企業者等</li> <li>●貸付限度額 設備資金 6,000万円／運転資金 8,000万円</li> <li>●貸付利率 年1.9%</li> <li>●融資期間 設備資金 10年以内（据置1年以内） 運転資金 7年以内（据置1年以内）</li> </ul> <p><b>「経営健全化支援資金（特別経営安定対策）」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付対象者 セーフティネット保証4号に該当する中小企業者等</li> <li>●貸付限度額 設備資金 6,000万円／運転資金 8,000万円</li> <li>●貸付利率 年1.6%（セーフティネット保証4号等に該当する場合）</li> <li>●融資期間 設備資金 10年以内（据置1年以内） 運転資金 7年以内（据置1年以内）</li> </ul> <p><b>「経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が前3か年同月比15%以上減少している中小企業者等</li> <li>・セーフティネット保証4号認定を受けた中小企業者等</li> <li>・上記のいずれかに該当し、かつ物価高騰等の影響を受け、売上高等が前年同月に比べ減少している中小企業者等</li> </ul> </li> <li>●貸付限度額 設備資金 6,000万円 (物価高騰の影響を受けている事業者：9,000万円) 運転資金 8,000万円 (物価高騰の影響を受けている事業者：1億2,000万円)</li> <li>●貸付利率 年0.8%</li> <li>●融資期間 設備資金 10年以内（据置2年以内） 運転資金 7年以内（据置2年以内）</li> </ul>
お問合せ	<p>上田地域振興局 商工観光課 TEL 0268-25-7140</p> <p>URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/index.html</a></p>

制度の名称	日本政策金融公庫
支援の種類	融資
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している方を対象とした特別貸付を実施しています。</p> <p><b>「新型コロナウイルス感染症特別貸付(特別利子補給制度を併用し実質的な無利子化)」</b></p> <p>●貸付対象者</p> <p>① 最近1カ月の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含む。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少</p> <p>② 業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含む。)の平均売上高(業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高)が、次のいずれかと比較して5%以上減少</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3カ月(最近1カ月含む。)の平均売上高</li> <li>・令和元年12月の売上高</li> <li>・令和元年10月から12月の平均売上高</li> </ul> <p>●貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小事業 6億円</li> <li>・国民事業 8,000万円</li> </ul> <p>●貸付利率 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利</p> <p>●融資期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備資金 20年以内(据置5年以内)</li> <li>・運転資金 15年以内(据置5年以内)</li> </ul> <hr/> <p><b>「特別利子補給制度」</b></p> <p>●制度概要</p> <p>日本政策金融公庫(日本公庫)、商工組合中央金庫(商工中金)、日本政策投資銀行の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応業務(危機対応融資)」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす方に対し、貸付を受けた日から最長3年間にあたる利子相当額を一括で助成する制度。</p> <p>●制度概要</p> <p>日本公庫、商工中金、日本政策投資銀行の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った小規模事業者、中小企業者等のうち、以下の売上高要件を満たす方。</p> <p>① 個人事業主(事業性のフリーランスを含み、小規模に限る) 要件なし</p> <p>② 小規模事業者(法人事業者) : 売上高15%以上減少</p> <p>③ 中小企業者(上記①②を除く事業者) : 売上高20%以上減少</p> <p>●利子補給 借入後当初3年間</p> <p>●補給対象上限 日本公庫(中小事業)、商工中金、日本政策投資銀行: 3億円 日本公庫(国民事業): 6,000万円</p>
お問合せ	<p>事業資金相談ダイヤル TEL 0120-154-505</p> <p>長野支店 TEL 026-233-2141</p> <p>URL <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html</a> <a href="https://tokubetsu-riho.jp/">https://tokubetsu-riho.jp/</a></p>



### 3 各種相談窓口

相談内容	お問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症に関すること全般 ●どこに相談・問い合わせしたらよいかわからない場合	<b>厚生労働省 コールセンター</b> （9時から21時） TEL 0120-565653（フリーダイヤル）
	<b>新型コロナウイルスお困りごと相談センター</b> （8時30分17時15分/平日） TEL 026-235-7077
有症状者相談 ●症状がある方、不安をお持ちの方	<b>(1) かかりつけ医等の身近な医療機関</b>
	<b>(2) 「受診・相談センター」</b> （24時間対応） TEL 026-235-7278
新型コロナウイルス感染症対策等に関すること ●体調、経済支援等以外のお問い合わせ	<b>新型コロナウイルス感染症対策室</b> TEL 0268-75-6676
新型コロナワクチンに関すること ●新型コロナワクチンに関する専門的な問合せ （ワクチンの効果、副反応等）	<b>長野県「ワクチン接種相談センター」</b> （24時間対応） TEL 026-235-7380
新型コロナワクチンに関すること ●新型コロナワクチンに関する一般的な問合せ （接種体制、接種対象者等）	<b>上田市新型コロナワクチンコールセンター</b> （9時から17時/平日） TEL 0570-079-567 TEL 0268-75-7181
体調、健康状態に関する相談	<b>健康推進課</b> TEL 0268-23-8244 <b>丸子保健センター</b> TEL 0268-42-1117 <b>真田保健センター</b> TEL 0268-72-9007 <b>武石健康センター</b> TEL 0268-85-2067
小中学校に関すること	<b>学校教育課</b> TEL 0268-23-5101 0268-23-5109
保育園・幼稚園に関すること	<b>保育課</b> TEL 0268-23-5132
放課後児童施設に関すること	<b>学校教育課</b> TEL 0268-23-5195
生活資金に関すること	<b>上田市社会福祉協議会</b> <b>上田地区センター</b> TEL 0268-27-2025 <b>丸子地区センター</b> TEL 0268-42-0033 <b>真田地区センター</b> TEL 0268-72-2998 <b>武石地区センター</b> TEL 0268-85-2466
こころの相談 ●「眠れない」「不安で落ち着かない」など気が がすぐれない方	<b>精神保健福祉センター</b> （8時30分17時15分/平日） TEL 026-266-0280
社会福祉施設等・利用者向けの相談 ●事業所の運営に関する相談	<b>上田保健福祉事務所福祉課</b> TEL 0268-25-7122
子どもや家庭の相談	<b>子育て・子育て支援課</b> （9時から16時） TEL 0268-23-2000
	<b>児童相談所全国共通ダイヤル</b> （24時間対応） TEL 189

相談内容	お問い合わせ先
子どもや家庭の相談（続き）	長野県児童虐待DV24時間ホットライン TEL 026-219-2413
児童生徒と保護者のための差別・偏見等の相談	児童生徒等のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤル（9時から17時） TEL 026-235-7450（平日）
就労に関する相談	地域雇用推進課 TEL 0268-26-6023
人権問題に関する相談 ●不当な差別やいじめ等についての相談	みんなの人権110番 TEL 0570-003-110 子どもの人権110番 TEL 0120-007-110 外国語人権相談ダイヤル（9時から17時） TEL 0570-090911 （年末年始を除く平日） 長野県人権啓発センター（8時30分から17時） TEL 026-274-3232（火から日曜日）
●被害を受けた方の相談	新型コロナ 誹謗中傷等被害相談窓口 TEL 026-235-7100
外国人向け相談	長野県多文化共生相談センター（10時から18時） TEL 026-219-3068、 080-4454-1899 （第1第3水曜日を除く平日、第1第3土曜日） 上田市多言語相談ワンストップセンター （外国人住民総合案内） TEL 0268-75-2245 ・ポルトガル語、中国語、英語、スペイン語 （9時から17時／平日） ・ベトナム語（9時から16時／月・水・金）
「振り込め詐欺」や「個人情報」の搾取に関する相談 ●不審な連絡や郵便物が届いた	上田市消費生活センター TEL 0268-75-2535 警察署（警察相談電話） TEL #9110
法律に関する相談 ●法律トラブルに関すること	日本司法支援センター 法テラス TEL 0570-078374

●聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での相談が難しい方に向けた個別の相談窓口

（厚生労働省）

FAX 03-3595-2756      メールアドレス [corona-2020@mhlw.go.jp](mailto:corona-2020@mhlw.go.jp)

（長野県）

FAX 026-403-0320

●外国人県民（がいこくじんけんみん）のための電話相談（でんわそうだん）

新型コロナ多言語コールセンター（しんがたころな たげんご こーるせんたー）

24時間（じかん）相談（そうだん）ができます。

（1）0120-974-998 にでんわをかけます。

（2）通訳（つうやく）してもらいながら、そうだんができます。